

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	長等創作展示館の使用許可の取消し等	
根拠法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (平成7年規則第38号)	(条項) 第12条第1項
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則	(条項) 第12条第1項
所 管 部 署	市民部 文化・青少年課	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 <span style="float:right">】</span>                  ・掲載図書等【 <span style="float:right">】</span>                  ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>当該使用が大津市創作展示館の管理運営に関する規則第12条第1項各号のいずれかに該当することを基準とし、大津市創作展示館の管理運営に関する規則第12条第1項第5号に規定する「その他館長が必要と認めるとき。」とは、同規則第5条各号に規定する事項を遵守せず、若しくは遵守しない恐れがあると認められるとき、又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときとする。</p> <p>【根拠法令・基準法令】  <b>大津市創作展示館の管理運営に関する規則</b>                  (入館者の遵守事項)</p> <p>第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 創作展示館の施設若しくは設備又は展示館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。                  (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。                  (3) 展示館資料に触れないこと。                  (4) 常設展示又は特別展示を開催している場所で、インク、墨汁等を使用しないこと。                  (5) 許可を受けないで、展示館資料の撮影、模写等を行わないこと。                  (6) 所定の場所以外において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。                  (7) 創作展示館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。                  (8) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。                  (2) 営利を目的とすると認められるとき。                  (3) 創作展示館の施設若しくは備品を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。                  (4) 創作展示館の事業の実施に支障があるとき。                  (5) 使用の目的や方法が創作展示館の設置の趣旨に反するとき。                  (6) その他創作展示館の管理運営上支障があると認められるとき。</p>		

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
  - (2) 創作展示館の施設の又は設備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ館長の承認を受けた場合を除く。
  - (3) 展示品の販売その他の営利行為を行わないこと。ただし、図録等の販売であらかじめ館長の承認を受けたものを除く。
  - (4) 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
  - (5) 許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
  - (6) その他館長が指示した事項
- (展示室等の使用の許可の取消し等)

第12条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、展示室等の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他館長が必要と認めるとき。

## 大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。